解体工事	一　解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）その他関係法令に関する事項	三時間三十分
	二　土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項	
	三　解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
	四　解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	
	五　解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項	
	六　解体工事の実務に関する科目	解体工事の実務に関する事項	

第七条の八第二号から第四号までの規定中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同条第五号中「登録地すべり防止工事試験に」を「登録技術試験に」に、「登録地すべり防止工事試験合格証明書」を「登録技術試験合格証明書」に改める。

第七条の九中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改める。

第七条の十中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第三号中「登録地すべり防止工事試験の」を「登録技術試験の」に改め、同条第四号及び第五号中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同条第六号中「登録地すべり防止工事試験委員」を「登録技術試験委員」に改め、同条第七号及び第八号中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同条第九号中「登録地すべり防止工事試験合格証明書」を「登録技術試験合格証明書」に改める。

第七条の十一の見出し中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の十二第一項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、同条第二項中「登録地すべり防止工事試験を」を「登録技術試験を」に、「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改める。

第七条の十三中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験が」を「登録技術試験が」に改める。

第七条の十四中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の十五中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第六号中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削る。

第七条の十六第一項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験に」を「登録技術試験に」に改め、同条第二項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、同条第三項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の十七中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に、「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改める。

第七条の十八第一号中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削り、同条第四号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の十九から第七条の二十二までを削る。

第十条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第十七号」に改める。

第十七条の六第七号中「に対して、別記様式第二十五号の三による修了証を交付すること」を「の法第二十七条の十八第一項に規定する資格者証（修了者が資格者証の交付を受けていない場合にあつては、別記様式第二十五号の三によるラベル）に修了した旨を記載すること」に改める。

第十七条の七第九号中「修了証の交付」を「修了した旨の記載」に改める。

第十七条の十一第一項第四号中「修了証の交付の」を「修了した旨を記載した」に、「修了証番号」を「修了番号」に改める。

第十七条の三十第一項に次の一号を加える。

九　交付を受ける者が法第二十六条第四項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨

第十八条の七の表第七条の五、第七条の十、第七条の十一（見出しを含む。）、第七条の十四、第七条の十五、第七条の十六第三項、第七条の十七、第七条の十八第四号の項中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条の五	登録を	第十八条の三第三項第二号ロの登録を
第七条の七第一項、第七条の十五第六号、第七条の十八第一号	登録	第十八条の三第三項第二号ロの登録

第十八条の七の表第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項及び第二項、第七条の十三から第七条の十七までの項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、同表第七条の十第三号の項及び第七条の十第四号、第五号、第七号及び第八号、第七条の十六第四項各号の項中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同表第七条の十第六号の項中「登録地すべり防止工事試験委員」を「登録技術試験委員」に改め、同表第七条の十第九号の項中「登録地すべり防止工事試験合格証明書」を「登録技術試験合格証明書」に改め、同表第七条の十二第二項、第七条の十六第四項の項、第七条の十三の項及び第七条の十六第一項の項中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改める。

第二十六条第二項第三号イ中「監理技術者の」を「主任技術者又は監理技術者の」に改め、「有する」の下に「主任技術者資格又は」を加える。

第二十九条第十六号の二中「登録地すべり防止工事試験実施機関、登録計装試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、「第七条の二十二及び」及び「、第七条の十九第二項、第七条の二十第一項」を削る。